

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（925））
2. 日時：平成30年5月9日 10時00分～14時00分
17時00分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

正岡主任安全審査官、田尻安全審査官、関根技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他18名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他 3名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 土木技術グループ 担当

他2名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当 他1名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 主任 他2名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力耐震） 担当 他2名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、4月19日、24日、5月2日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請書のうち基本設計方針（原子炉格納施設、浸水防護施設）、安全弁の吹出量計算書について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【基本設計方針（原子炉格納施設、浸水防護施設）関係】

- 技術基準規則第12条第2項への適合性について、地震以外の溢水（想定破損や消火水）も考慮することを明記すること。
- 技術基準規則第44条第2号ハ(2)の「設計基準事故及び重大事故等の収束に必要な系統」として、不活性ガス系が該当するという考え方を整理して提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 工事計画審査資料 V-4-1 安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書
- ・工事計画に係る補足説明資料 安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書のうち 補足-200-1
【安全弁及び逃がし弁の必要な吹出量の設定根拠】